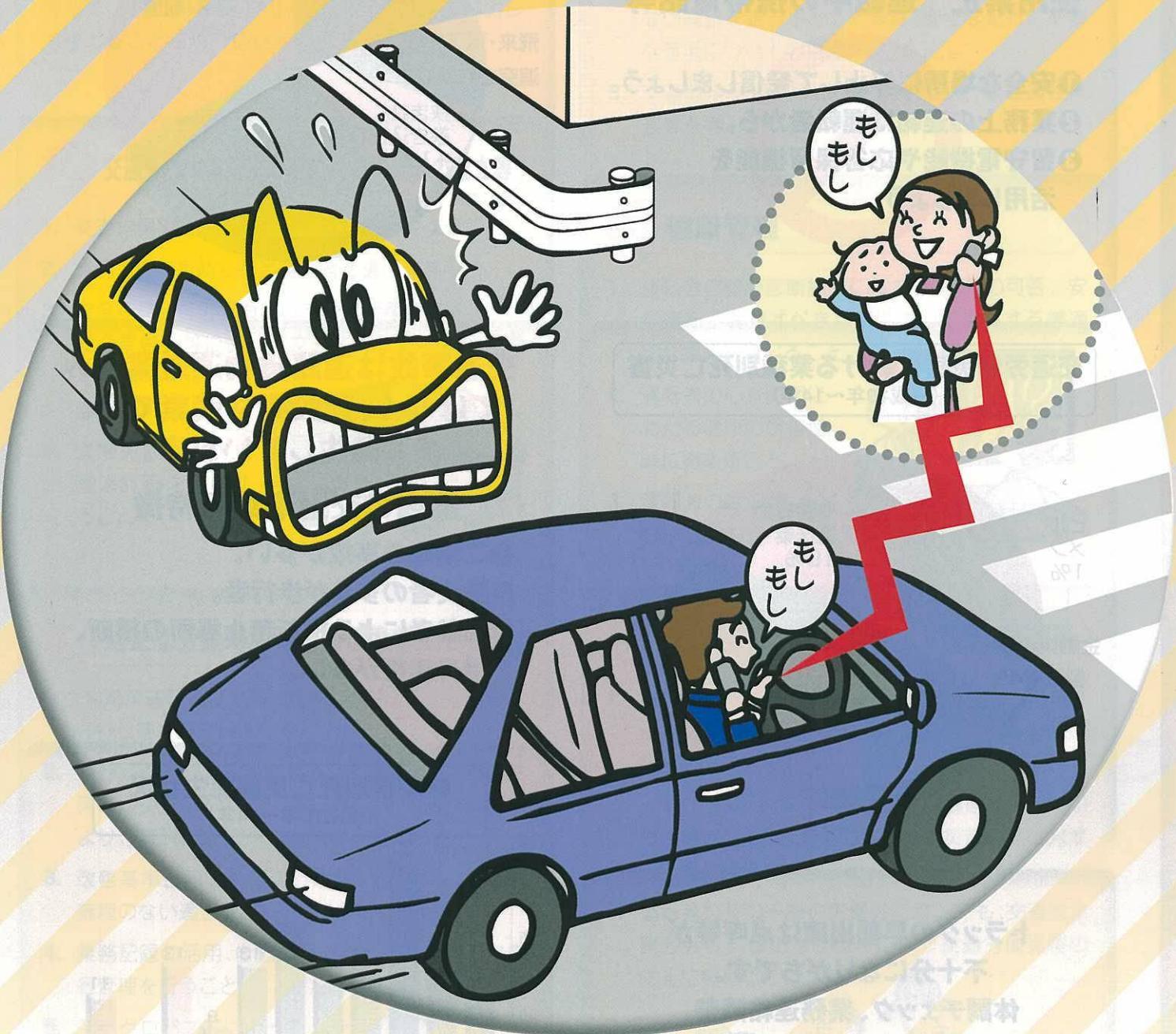


# 交通労働災害の 防止のために

明るい職場と家庭のために



東京労働局労働基準部

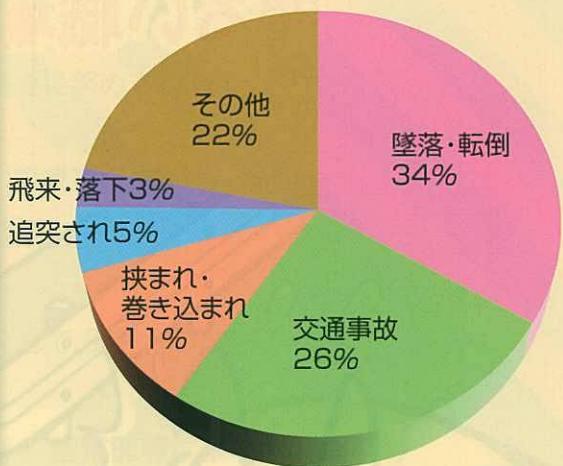
# 防ごう、交通労働災害

東京局管内における  
労働災害による死者の4人に1人は、  
交通事故によるものです。

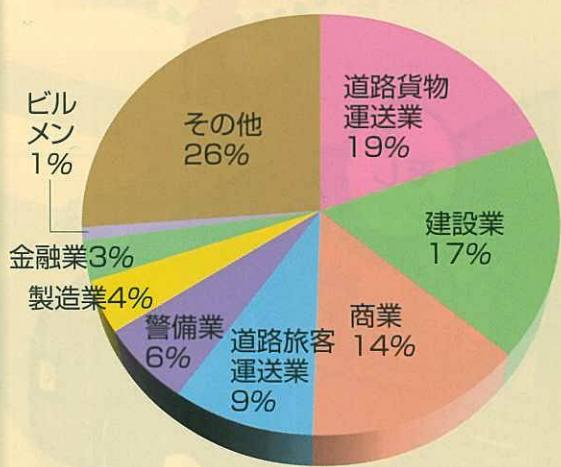
## 使用禁止 運転中の携帯電話等

- ①安全な場所に停止して発信しましょう。
- ②業務上の連絡は運転者から。
- ③留守電機能や応答保留機能を活用しましょう。

事故の型別死亡災害発生状況  
(平成10年～14年)



交通労働災害における業種別死亡災害  
(平成10年～14年)

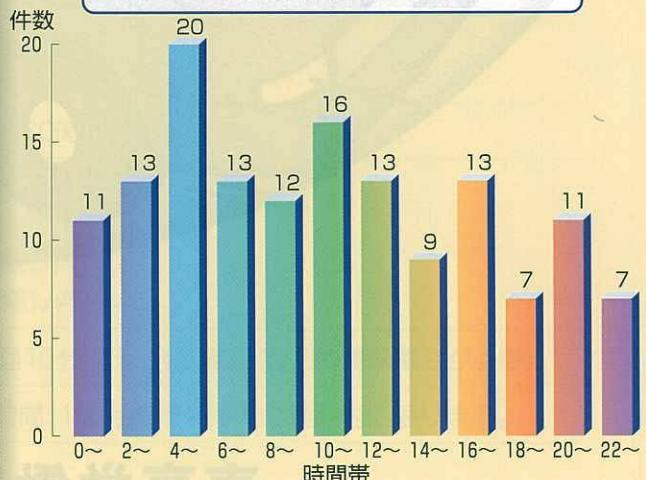


交通事故は道路貨物運送業のみではなく、建設業や商業でも、多く発生しています。

## 都内の交通事故の特徴

- ①二輪車の事故が多い。
- ②被災者の多くが歩行者。
- ③高齢者による横断禁止場所の横断、信号無視が多い。

時間帯別死亡災害発生状況  
(平成10年～14年)



トラックの早朝出庫は点呼等が不十分になりがちです。  
体調チェック、業務連絡調整、  
出発点検等が確実になされるように  
管理体制を確立して下さい。

交通危険マップを利用しよう。

# 交通労働災害防止のためのガイドライン

平成6年2月18日基発第83号

## 1 目的

このガイドラインは、事業者が、事業場における交通労働災害防止対策を積極的に進めることを目的としています。また、交通労働災害に遭わないために、労働者も交通労働災害防止に関する事業者の指示を守って、交通労働災害防止についての措置を協力して進めることができます。

## 2 交通労働災害防止のための管理体制の確立等

1. 交通労働災害防止のための規程を作成すること。
2. 交通労働災害防止担当管理者を選任すること。
3. 安全委員会等の委員として当該管理者を指名し、安全委員会等において交通労働災害の防止に関する事項について調査審議すること。
4. 交通労働災害防止推進計画を作成すること。



## 3 適正な労働時間等の管理及び走行管理

1. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(告示)等を遵守徹底すること。
2. 走行経路の調査を実施するとともに、その調査結果について、交通安全情報マップを作成する等により、運転者にわかりやすく伝えること。
3. 改善基準告示等及び走行経路の調査等に基づき無理のない適正な走行計画を作成すること。
4. 乗務記録の活用、自動車の点検等により適正な走行管理を行うこと。
5. マイクロバス等によって労働者を送迎する場合には、運転者には特に十分な技能を有する適格者を指名すること。

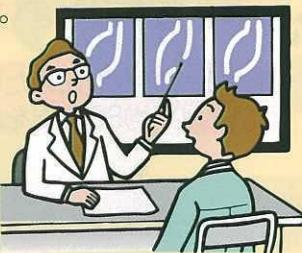


## 4 教育及び運転者認定制度等

1. 交通労働災害防止担当管理者等に対して、交通労働災害防止管理教育を行うこと。
2. 運転者に対して行う雇入時教育等において、交通労働災害防止についての教育を行い、走行経験のない経路を走行させるときは、安全な走行に必要な事項についての指導を行うこと。
3. 交通危険予知訓練、運転者認定制度、運転適性検査等を導入することが望ましいこと。

## 5 健康管理

1. 運転者の健康診断結果に基づき、運転の可否、安全運転上留意すべき点等について指導する等適切な措置を講じること。
2. 運転者の心身両面にわたる健康の保持増進に努めること。
3. 運転時の疲労回復について指導を行うこと。



## 6 交通労働災害防止に対する意義の高揚等

1. ポスターの掲示、交通労働災害防止大会の開催により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ること。
2. ヒヤリ・ハット事例等に基づく交通危険マップの作成等により、運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を図ること。
3. 運転者以外の一般の労働者に対しても、交通安全講習会等に参加させる等により交通労働災害の防止に努めること。



# 過労死をださないために

過労死につながる脳・心臓疾患の発症を労災保険給付の対象とするかどうかの認定基準が、平成13年12月に改正されました。改正により、「疲労の蓄積をもたらす長時間の過重業務」を判断材料として考慮することとなりました。

特に疲労蓄積の最も重要な要因は労働時間とされています。

以下の点に留意して、脳・心臓疾患の発症を予防しましょう。

## ① 時間外労働の削減

時間外労働は月45時間以下とし、さらに短縮に努めてください。

## ② 年次有給休暇の取得促進

具体的な取得計画を作成し、取得しやすい職場環境を作りましょう。

## ③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底

(1) 健康診断の実施等の徹底

(2) 産業医等による助言指導等

各労働者の時間外労働時間の実績に応じて、助言指導等を行ってください。

### 個々の労働者の時間外労働時間数

月45時間を超えない。

### 産業医等による助言指導等

通常どおりの健康管理

月45時間を超えている

産業医に情報提供し、助言指導を受ける。

月100時間を超えたり、  
1ヶ月平均80時間を超えている。

産業医による助言指導に加え、産業医の面談  
による保健指導及び必要な健康診断の実施等。

平成14年2月12日基発第0212001号通達

# 自動車運転者の適正な労働時間等の管理について

## 「自動車運転者の労働時間等の改善基準」の概要

拘束時間	1日	原則13時間 最大16時間 * トラック、バス等では15時間超えは1週間に2回以内 * タクシーの隔日勤務では2暦日で21時間
	トラック等	1箇月 293時間(労使協定による特例あり)
	バス等	4週平均で1週間当たり65時間(労使協定による特例あり)
	タクシー	1箇月 299時間(日勤)、262時間(隔日勤務)(労使協定による特例あり)

休息時間	継続8時間以上(タクシーの隔日勤務では継続20時間以上)
------	------------------------------

運転時間	トラック等	2日平均で1日当たり 9時間以内 2週平均で1週間当たり 44時間以内 2日平均で1日当たり 9時間以内 4週平均で1週間当たり 40時間以内
------	-------	--

連続運転時間(トラック及びバス業)4時間以内(運転の中止には、1回10分以上、合計30分以上の運転離脱が必要)

時間外労働等 時間外労働及び休日労働は、1日の最大拘束時間、1箇月の拘束時間の範囲内に限ります。

休日労働 2週間に1回